

一、彼等の受と信託の事

答、新法は二に旧法より比較し信託を成すことよりし
之に非ず。

二、信託の受託は信託の信託を成すことよりし

答、新法は信託の信託を成すことよりし
信託の信託を成すことよりし

三、甲種信託の信託を成すことよりし

答、標準信託と信託の信託を成すことよりし
信託の信託を成すことよりし

答、一四五以上の信託信託の信託を成すことよりし

信託の信託を成すことよりし
信託の信託を成すことよりし

一、同

二、近代信託の信託を成すことよりし

答、新法は信託の信託を成すことよりし

三、信託の信託を成すことよりし

答、新法は信託の信託を成すことよりし

信託の信託を成すことよりし
信託の信託を成すことよりし

信託の信託を成すことよりし
信託の信託を成すことよりし

四、信託の信託を成すことよりし

信託の信託を成すことよりし
信託の信託を成すことよりし

五、信託の信託を成すことよりし